

郡山市農業委員会農地基本台帳管理要綱

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市農業委員会（以下「委員会」という。）が保有する農地基本台帳（農地基本台帳システムに電磁的に記録された情報及び出力帳票として作成されたもの。以下「台帳」という。）の管理、閲覧及び耕作証明書の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(台帳の使用範囲)

第2条 台帳の使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条に規定する所掌事務
- (2) 会長が必要と認めた事務

(台帳の使用者)

第3条 台帳を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の委員
- (2) 農地利用最適化推進委員
- (3) 郡山市農業委員会事務局職員
- (4) 会長が必要と認める郡山市職員

(台帳の記載事項)

第4条 台帳の記載事項は、農地法第52条の2に定める事項及び会長が定める事項とする。

(閲覧者の範囲)

第5条 台帳を閲覧するとともに、写しの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 台帳に登載されている農業経営者及び農地所有者並びにそれらの同一世帯員
- (2) 前号に掲げる者の法定相続人及び受遺者
- (3) 前2号に規定する者から委任を受けた者（以下「代理人」という。）
- (4) その他法令等の規定に基づき申請する者

(閲覧の範囲)

第6条 台帳の閲覧の対象範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 前条第1号及び第3号に規定する者からの申請 | 本人に係る台帳 |
| (2) 前条第2号及び第3号に規定する者からの申請 | 被相続人又は遺贈者に係る台帳 |
| (3) 前条第4号に規定する者からの申請 | その指定する台帳 |

(閲覧の申請)

第7条 台帳を閲覧しようとする者は、あらかじめ農地基本台帳閲覧申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。ただし、第5条第4号に規定する者は、閲覧の範囲を明記し、作成する依頼文書をもって申請書の提出に代えることができる。

2 代理人が閲覧しようとする場合は、委任状を添付しなければならない。

3 会長は、申請人の身分を確認する書類の提示を求めるものとする。

(閲覧の拒否)

第8条 会長は、この要綱に反して閲覧の申請をしようとするとき又は台帳管理その他に支障があると認められるときは、閲覧を拒むことができる。

(耕作証明書)

第9条 耕作証明書の対象者は、耕作面積10アール以上、かつ年間農業従事日数がおおむね60日以上の者とする。

(耕作証明書の交付の申請)

第10条 耕作証明書を受けようとする者は、あらかじめ耕作証明書交付申請書(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

2 耕作証明書の交付を受けることができる者は、第5条第1号から第4号に規定する者とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成29年郡山市条例第23号)の施行の日から施行する。

第1号様式

農地基本台帳閲覧申請書

年 月 日

郡山市農業委員会会長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

次のとおり農地台帳の閲覧を申請します。

◎必要事項を記入し、該当する事項にレ印をしてください。

閲覧の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
申請者の区分	1 <input type="checkbox"/> 農業経営者 <input type="checkbox"/> 経営者の同一世帯員 <input type="checkbox"/> 経営者の相続人 <input type="checkbox"/> 代理人
	2 <input type="checkbox"/> 農地所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の同一世帯員 <input type="checkbox"/> 所有者の相続人 <input type="checkbox"/> 代理人
農業経営者又は 農地の所有者 (本人の場合、記入 は不要です。)	住 所
	氏 名

◎ご注意ください。

<p>1 農地台帳を閲覧できる方は、次のとおりです。</p> <p>① 農業経営者及び農地所有者、並びにそれらの同一世帯員</p> <p>② ①に規定する者の相続人及び受遺者</p> <p>③ ①及び②に規定する者から委任を受けた者</p> <p>2 委任を受けた方が代理申請する場合には、委任状を添付してください。</p>
--

受 付	本人（代理人）確認欄
	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他()

耕作証明交付申請書

年 月 日

郡山市農業委員会会長

次のとおり、耕作証明書の交付を申請します。

申請人	住 所			
	電 話 番 号	TEL ()		
	(フリガナ) 氏 名		生年月日	
使 用 目 的				
1 農地法第3条許可申請 (申請先) 2 建築確認等 (農家住宅・二三男分家住宅) 3 農振計画変更 4 軽油引取税証交付申請 5 東電賠償請求 6 その他 ()				

※ 不当な請求には応じられません。

代理人	住 所			
	(フリガナ) 氏 名		電 話	-
申請人との関係				

※代理人 (別世帯) 申請の場合、委任状が必要です。

証 明 番 号	受 付	本人(代理人)確認欄	
		<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 保険証
		<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> その他 ()